

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月12日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 原 悟 郎

(宛 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、総務大臣、

